

報告第 2 号

平成 31 年度木古内町簡易水道事業会計予算の繰越について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 2 項の規定により繰り越しされた平成 31 年度木古内町簡易水道事業会計予算について、同法第 26 条第 3 項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和 2 年 6 月 18 日 提出
木古内町長 鈴木 慎也

平成31年度木古内町簡易水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第2項ただし書きの規定による建設改良費の繰越額
(事故繰越額)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不 用 額	翌年度繰 越額に係 る繰越を 要するた な卸資産 の購入限 度額	説 明
						国庫 補助金	企業債	過年度 損益勘定 留保資金			
1.	1.	木古内町簡易水道事業老朽管更新事業	円 45,500,000	円 19,129,000	円 26,371,000	円 9,400,000	16,900,000	71,000	円 0	円 0	道路管理者(北海道)との協議に不測の日数を要したため。